

# 環境技術(科学技術/人文・社会科学)について、川崎市と共同研究しませんか？



平成23年度川崎市環境技術産学公民連携公募型共同研究事業公募案内



## 事業の特徴

市と参画主体が互いにメリットがある仕組みを目指します！！(Win-Win 型)

注)本事業は『共同研究事業』であり、研究開発に対する補助事業ではありません

市の目的：  
地域の環境課題の解決  
汎用性の高い環境技術  
シーズの支援・活用

参画主体の目的：  
環境技術の研究、開発、  
実証、実用化、事業化、  
普及など

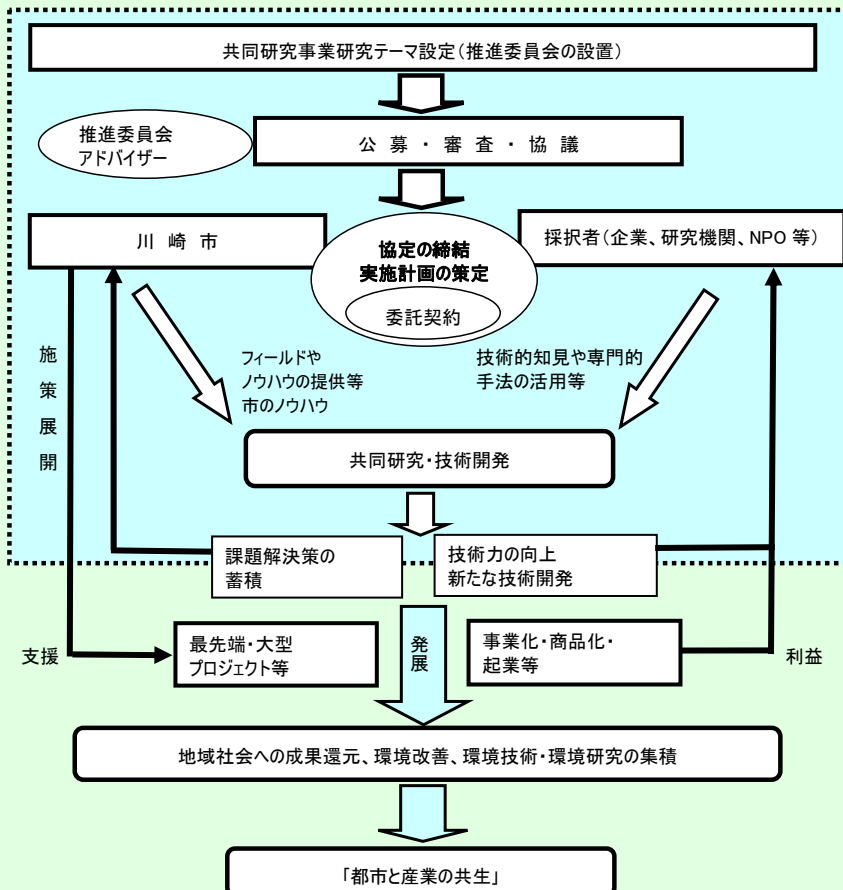
### 市が提供する資源

- ・市の持つ技術・知見
- ・連携体制の調整
- ・公共財(人材、機材、フィールド、情報)の活用
- ・市有設備の貸与
- ・情報発信 等

相互の資源融通と  
メリット享受

### 参画主体が提供する資源

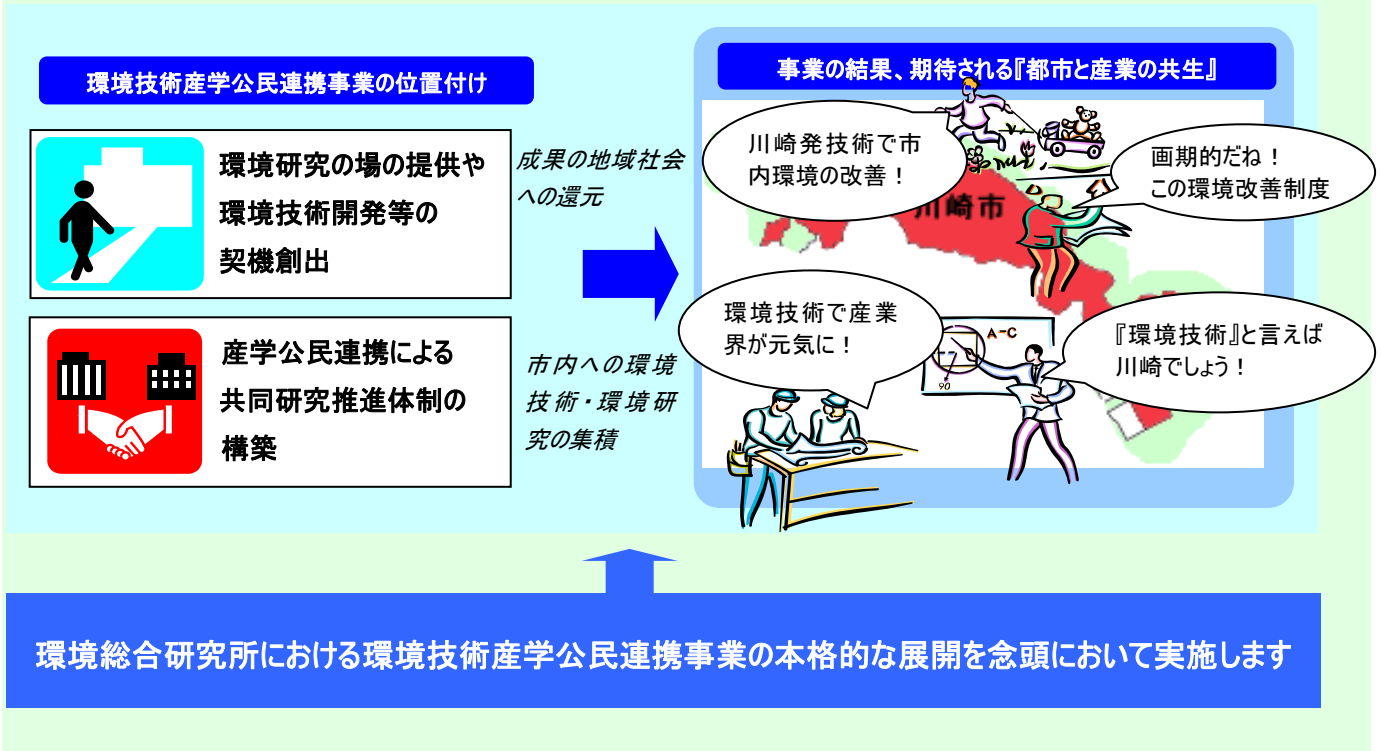
- ・環境技術シーズ
- ・専門的手法
- ・事業化ノウハウ
- ・経営資源 等



環境技術産学公民連携公募型共同研究事業の流れ

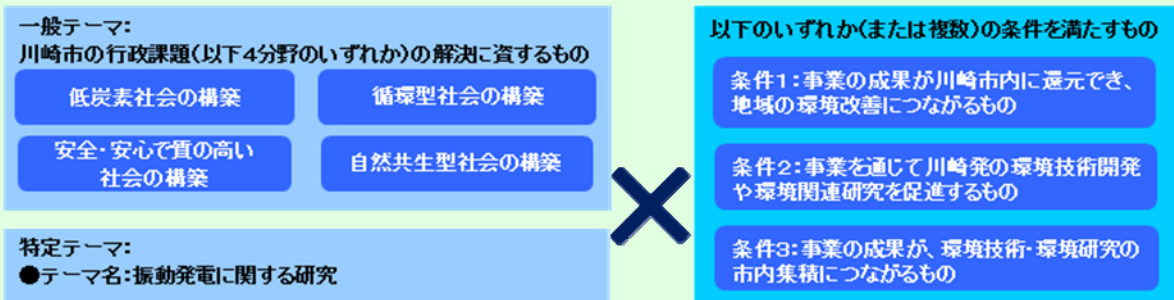
## ■ 目的

環境技術産学公民連携事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同推進体制を構築するための共同研究事業です。市は各主体に対して環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指します。



## ■ 募集する環境技術（科学技術／人文・社会科学）

一般テーマもしくは特定テーマの解決に資するものであって、条件1～3のいずれか（または複数）を満たす環境技術（科学技術/人文・社会科学等）を募集します。なお、一般テーマとは、川崎市の行政課題（下記の4分野のいずれか、または複数）であり、特定テーマとは、年度ごとに川崎市が指定するものです。



※ 環境技術情報センターで既の実施している共同研究事業（リーフレットを参照下さい。）に対して、相乗効果、波及効果が期待できるような内容の環境技術についても広く募集いたします。

## ■ 申請者の資格、要件等

上記条件に合致する環境技術内容について、川崎市をフィールドに研究開発を行う計画を提示し、市と申請者の双方にとって有意義な共同研究を実施できると認められる主体で、かつ、以下のいずれかに該当するもの。

- ・ 企業、大学、研究機関、NPO等（法人格を有するものに限る）あるいは複数の主体が連携したグループ
- ・ その他、市が認めるもの

## ■ 共同研究の枠組み

### 【A: 環境技術産学公民連携事業(共同研究事業)の概要】

#### ■ 共同研究開始までの流れ

- 共同研究を希望する方は公募期間中に申請書類を提出して下さい。環境技術産学公民連携公募型共同研究事業推進委員会で申請内容を検討し、申請者との協議を経て、共同研究案件を決定します。
- なお、公募期間中は、市が提供可能な資源等について、電話等でのご相談を受け付けています。(問い合わせ先:裏面参照)
- その後、市と共同研究者は、共同研究の実施の計画に係る詳細な事項を定めた共同研究実施計画書を策定するとともに、必要に応じ研究の役割分担等を定めた協定を締結します。

#### ■ 研究期間について

- 共同研究の期間は**原則2012年3月中まで**とします。(ただし、委員会において**継続の有用性が認められた場合、最長3年を限度に共同研究を継続することがあります。**)

#### ■ 共同研究の実施について

- 市と参画主体は、**互いに保有する資源を融通し、両者ともにメリットを得ることを目指します。**
- 市は、共同研究を行うために必要と思われる資源を融通する努力をします。一方、参画主体には、行政課題の解決のための資源の提供を期待します。なお、市の資源の融通可否については、電話等でご相談ください。(お問い合わせ先:裏面参照)

#### ■ 研究成果のとりまとめ/公表について

- 共同研究の終了までに、市及び共同研究者は研究成果をとりまとめ、報告書を作成します。なお、報告書の著作権は、市及び共同研究者の2者に帰属するものとします。共同研究の終了後、市は報告書を公表しますが、業務上の支障がある場合、相互協議の上、非公開の範囲を定めます。
- 市は、本事業を通じて知り得た共同研究者の環境技術等に関する機密情報を、共同研究以外の目的で利用しません。(必要に応じて守秘義務契約を締結します。)

### 【B: 委託事業の概要】

#### ■ 委託事業開始までの流れ

- 共同研究のうち、川崎市の抱える行政課題を勘案の上、参画主体の知見が特に必要で、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容については、市は参画主体にその研究を委託します。なお、本事業では、**最大6つの委託事業を実施する予定**です。
- 委託事業については、推進委員会で共同研究候補案件を選定した後、市と当該案件の申請者との間で委託事業の必要性や範囲を協議します。委託事業が必要な場合、市は委託事業に係る仕様書を提示し、参画主体にはこれに沿った企画提案をお願いします。提案内容を踏まえ、推進委員会等で委託先を決定します。(裏面参照)
- 委託事業については、市と共同研究者は川崎市委託契約約款の条項により委託契約を締結します。川崎市委託契約約款の内容についての詳細は、適宜お問い合わせください。(問い合わせ先:裏面参照)

#### ■ 委託期間について

- 委託期間は2012年3月中まで**とし、期間終了時までに**最終成果を報告書として取りまとめ、市に提出して頂きます。**

#### ■ 委託事業の実施について

- 市の提示した仕様書に合致する研究開発をお願いします。
- 共同研究のうち委託事業に**必要な経費は、市が委託研究費として支出します。(200万円を上限とします)**

#### ■ 研究成果のとりまとめ/公表について

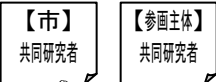
- 共同研究のうち委託事業については、進捗や成果について取りまとめ、市に報告する必要があります。

A

### 環境技術産学公民連携事業(共同研究事業)

市と参画主体とは**共同研究者の関係**(互いに保有する資源を融通し、両者ともメリットを得る対等な関係)とします

【市と参画主体の関係性】

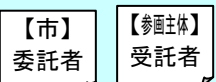


B

### 委託事業

共同研究内容のうち、川崎市の抱える行政課題を勘案の上、**特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容については、参画主体に研究を委託**します

【市と参画主体の関係性】



## 申請方法

### 【公募期間】

平成23年5月6日(金)～5月27日(金) 17:00

※ 上記期間中には、本事業の概要や、市が提供可能な資源等についてのご相談を受け付けています。

### ■ 公募期間中のお問い合わせ（土曜、日曜を除く平日 9:00～11:30 13:00～16:30）

川崎市環境技術情報センター（川崎市産業振興会館 12 階）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20

TEL:044-522-3286 FAX:044-522-3267 E-mail:30kangic@city.kawasaki.jp

### 【申請書類等】

公募期間中に申請書類を川崎市環境技術情報センターに持参してください。（申請にあたっては、必ず上記問い合わせ先への事前相談をお願いします。）

#### ■ 申請書類（申請書類の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。）

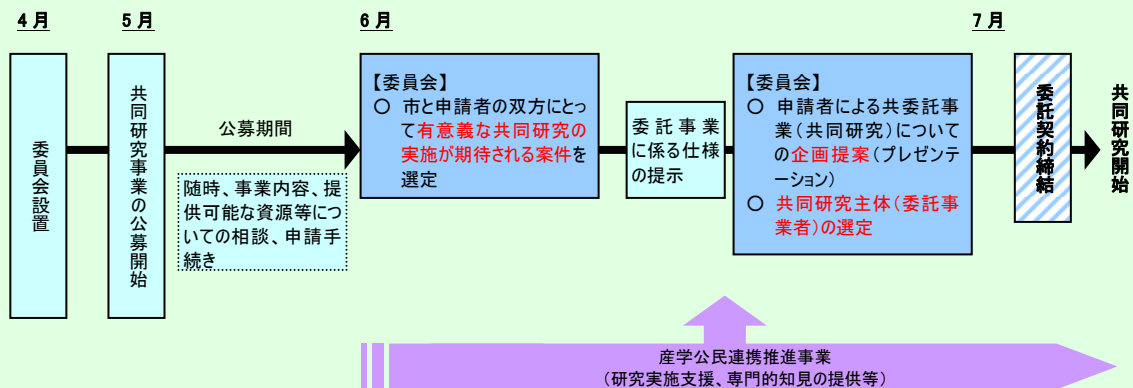
- ・ 川崎市環境技術産学公民連携公募型共同研究事業申請書（様式1）
- ・ 事業計画（研究計画）概要書（様式2）
- ・ 研究費用見積額調書（様式3）
- ・ 共同研究を行うに足りる技術的能力を説明する書類（関連する研究発表論文・記事、特許資料等）
- ・ 申請者の事業概要のわかる書類（組織、運用体制等のわかる会社/組織パンフレット、事業報告書等）
- ・ 申請者の経営状況を説明する書類（貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証明する書類の写し等）
- ・ 定款又は登記事項証明書

#### ■ 申請書類の提出先

川崎市産業振興会館 12 階 川崎市環境技術情報センター

### 【申請後の流れ】

公募期間終了後、委員会にて共同研究事業を実施する案件候補を選定します。その結果については、申請者全員に通知いたします。その後、共同研究事業において相互に提供できる資源や委託事業の有無等について協議し、委託事業を実施する場合には後日委託部分についての企画提案をお願いします。なお、企画提案を経て委託事業として選定するのは最大 6 件を予定しています。



### 【本件についてのお問い合わせ先】

川崎市環境技術情報センター（川崎市産業振興会館 12 階）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20

TEL:044-522-3286 FAX:044-522-3267 E-mail:[30kangic@city.kawasaki.jp](mailto:30kangic@city.kawasaki.jp)

ホームページ: <http://www.city.kawasaki.jp/30/30kangic/home/home/index.html>

※ 本事業に関するご相談は随時受け付けます。

